

堺市監査委員公表第 42 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき財政援助団体監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 21 日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	澤		由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

財政援助団体監査

第2 監査対象

公益社団法人堺観光コンベンション協会

第3 監査の対象期間

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和5年8月1日～令和5年12月21日

第5 団体の概要

1 設立年月日

昭和39年3月27日

2 設立目的

堺市及びその周辺地域の観光に関する事業並びにコンベンションに関する事業の振興をはかり、もって堺市の文化厚生の上昇に寄与することを目的とする。

3 主な事業内容

- (1) 観光施設の整備及び運営に関する事
- (2) 観光資源の保護育成及び活用に関する事
- (3) 観光の催し及びコンベンション等の企画及び実施に関する事
- (4) 堺市が所有する観光及びコンベンション施設の受託運営に関する事
- (5) 観光、産業及びコンベンション施設等の宣伝紹介並びに観光客及びコンベンションの誘致受入に関する事
- (6) 郷土物産の宣伝及び指導育成に関する事
- (7) 観光及びコンベンション事業に関する情報の収集及び調査研究に関する事
- (8) 観光及びコンベンション関係従事者の指導育成に関する事
- (9) その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- (10) 旅行業法に基づく旅行業

4 役員及び職員数（令和5年3月31日現在）

理事 22人

監事 1人

職員 21人（うち常勤職員17人（堺市からの派遣3人含む）、非常勤職員3人）

5 堺市からの補助金

令和4年度に公益社団法人堺観光コンベンション協会（以下「協会」という。）に交付した補助金は2億6,866万7,000円である。

なお、このうち、2,413万5,948円については、精算により令和5年5月に返納されている。

6 所管部局

文化観光局 観光部 観光推進課

第6 監査の項目及び結果

当該団体において、市の補助金が補助目的に沿って適正に執行されているか、補助金にかかる収支報告は基礎となる会計帳簿に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 交付要綱について

交付要綱は法令等に適合し、補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確にされているか、公益上の必要性は十分か、補助金に関する条件及び補助金の額の算定等は明確に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 交付手続について

事業計画書等と補助金の交付申請書等は符合し、交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか、精算報告は適正になされ、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か、また、補助金の効果等の確認は実績報告書等により適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 経理について

出納関係帳票の整備、記帳は適正か、領収書等の証拠書類等の整備、保存は適切か、補助金にかかる収支の会計経理は適正か、また、会計処理上の責任体制は確立されているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 協会は、補助金にかかる収支について適切に会計経理すべきところ、以下の誤りがあった。

ア 堺まつりに参加するボランティアへの謝礼目的で購入したQUOカードについて、諸謝金で支出計上すべきところ、委託料として計上されていた。

イ 補助対象事業の区分を堺まつり事業費として計上すべき支出について、観光宣伝事業費として計上しているものがあった。

(2) 協会は、ますらお旗争奪高校柔道大会の開催に対して堺コンベンション開催助成金を支出しているところ、開催期間が令和4年3月31日から同

年 4 月 1 日の第 35 回大会と令和 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日の第 36 回大会を、1 年違いの同日程で開催されているにもかかわらず、ともに令和 4 年度の支出として計上していた。

4 補助金交付団体への指導等について

補助金交付団体への指導監督は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

5 補助事業について

事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか、補助金の交付目的や効果から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 公益社団法人堺観光コンベンション協会共催等の取扱規程では、共催等の承認を受けた申請者は、事業終了後 1 か月以内に事業報告書を同協会会長に提出しなければならないとされている。

しかし、観光宣伝事業に係る共催等において、調査日（令和 5 年 9 月 6 日）現在、令和 4 年度の事業として承認を行った 25 件のうち、事業報告書の提出を受けていない案件が 11 件あった。